

	被告の主張	原告の主張
1 本件特許出願の冒認出願該当性 (争点2-2)	<p>本件特許は、本件発明について特許を受ける権利を有しない者の特許出願に対してなされたものであるから、特許無効審判により無効にされるべきである。</p> <p>本件明細書の【0127】に記載された機能水の使用方法は、被告の代表取締役（以下「P3氏」という。）が完成させた実験の方法に係る発明と実質的に同一であり、P3氏が本件発明の完成に貢献したことなどから、P3氏は、本件発明のうち魚の鮮度保持の用途に関する部分についての発明者（少なくとも共同発明者の一人）であるにもかかわらず、本件特許は、原告が単独で行った特許出願に対してなされたものであるから、いわゆる冒認出願である。</p>	<p>被告主張の事実は、旧ATWを魚の鮮度保持に使用する実験をP3氏がしたというものでしかない。本件発明はポリアリルアミンの用途発明であるところ、ポリアリルアミンに想到していない被告が、本件発明の発明者であると認められる余地はない。</p>
2 先使用权の成否 (争点3)	<p>被告は、本件特許出願の優先日前である平成30年10月から被告製品を製造、販売していたところ、前記2の（被告の主張）のとおり、当時の被告製品の原材料であった旧ATWと本件発明の実施品である現ATWの成分は同一であるから、被告は、本件発明の内容を知らないで被告製品と同一の製品を本件特許出願の優先日前から販売していたことになる。</p> <p>したがって、仮に、被告による被告製品の製造及び販売が本件発明の実施に当たるとすれば、被告は先使用による通常実施権を有することになる。</p>	<p>前記2の（原告の主張）のとおり、旧ATWが本件発明の構成要件A及びBを備えるという前提自体何ら立証されていないから、先使用权は成立しない。</p>
3 消尽又は黙示の実施許諾の成否 (争点4)	<p>被告は、リベラル社が製造する旧ATW及び現ATWを購入し、被告製品を製造、販売していたところ、原告はリベラル社の代表取締役であるから、当該事実を当然承知していた。</p> <p>仮に、被告製品が本件発明の技術的範囲に含まれるとしても、リベラル社が提供する旧ATW及び現ATWを原材料として製造されたものについては、本件特許権が消尽し、または、本件特許権について原告による黙示の実施許諾がなされている。</p>	<p>被告が主張する実施許諾契約は黙示のものであるから、その許諾の内容がどのようなものであるかは、当事者間の通常の合理的な意思解釈に基づいて認定される必要がある。</p> <p>被告は、原告が販売した現ATWの売買代金を支払わず、代金を支払わないのであれば現ATWを返品すべきであるのにこれを行わず、さらには売主が開示したくない情報を製品のリバースエンジニアリングにより把握し、当該情報に基づいて原料の購入先を第三者に変更し、原告からはそれ以後購入しないなどということは、ATW社ないし原告に対する信義則違反行為である。</p> <p>当事者間の合理的な意思解釈に基づけば、被告のような不誠実な買主に対し、黙示の実施許諾が成立する余地はない。</p>

以上